

高石市移動支援事業に関するQ & A

本市の地域生活支援事業における移動支援事業については、従来の支援費制度における外出介護の取り扱いを基本としています。

1. 移動支援事業の対象者について

Q 移動支援事業の対象者は？

A 対象者は下記のとおりとなります。

視覚障害者	屋外移動が著しく困難な視覚障害者。ただし、同行援護支給対象者は同行援護で対応。
全身性障害者	両上肢及び両下肢、または体幹機能の障害名で身体障害者手帳1級の交付を受けている者で、屋外の移動が一人では困難な車いす利用者。
知的障害者	一人では屋外移動が困難な療育手帳所持者。
精神障害者	不安等のため、屋外移動が著しく困難な精神障害者で、精神障害者保健福祉手帳所持者。

ただし、児童については就学児（小学生）以上とします。

2. ガイドヘルパーの派遣及び運用について

Q 移動支援事業のヘルパーの資格は

A ヘルパーの資格は、平成18年3月31日厚生労働省告示第209号及び平成18年9月までに大阪府知事が承認した内容に準じた取り扱いとしている。高石市移動支援事業ガイドラインを参照してください。

Q ガイドヘルパーが同居家族である場合、当該ガイドヘルパーに支援を受けることができるか。

A 同居の家族がガイドヘルパーとして支援をすることはできません。別居の家族でも支援をすることは望ましくありません。

Q 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが付き添って利用できるか。

A 利用者の身体的理由や行動問題により、一人での支援が困難であると市が認め

た場合のみ利用できます。ただし、この場合、行動援護や重度訪問介護などの移行も考えられるため、市窓口にご相談する必要があります。

Q 居宅介護に引き続き、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。

A できます。ただし、利用者もヘルパーも業務が曖昧になることが考えられるため、サービスの切り分けを前もって行っておくことが必要となります。

Q 業務の途中でヘルパーの交代はできるか。

A 同事業所のヘルパーの場合は、長時間勤務になることもあるので、交代可能。ただし、事業者間での途中交代は、事故等の場合の責任が不明確となるため、交代できません。

Q トイレなど利用者からやむを得ず離れる場合は、こういった対応が必要か。

A 目を離した際に行方不明になることも考えられるので、必ず近くの人に、できる限り警察官や駅員、公共機関の職員などに事情を告げて、目を離さないように見守りを頼んでください。

3．他のサービスとの併給関係について

介護保険との併給関係について

Q 介護保険対象者は利用できるか。

A 介護保険で対応できるサービスは介護保険サービスを優先させるため、社会参加のための外出のみ、利用できます。通院・公共機関への手続き、普段必要な買い物などについては介護保険に含まれるため、利用できません。

Q 介護保険対象の視覚障害者に対し、通院介助目的で利用できるか。

A 介護保険が優先となります。

Q 介護保険で不足した場合、通院介助目的で利用できるか。

A 利用できません。

障害福祉サービスとの併給関係について

Q 通院・リハビリ・療養などに利用できるか。

A 介護給付を優先するため、原則利用できません。医療行為であれば、介護給付

が優先となります。

Q 施設入所中や入院時に利用できるか。

A 原則、施設入所中や入院時での利用はできません。ただし、帰省時や一時帰宅時（帰省した翌日～施設や病院に戻る前日まで）などには利用できます。入退院時の付き添いには利用できません。

Q 介護保険や居宅介護の通院等介助と移動支援を、1回の訪問で、併せて利用できるか。

A 介護保険と併せての利用はできません。各制度の切り分けが不明瞭となるため、目的毎に使い分けてください。

障害福祉サービスの通院等介助とは、併せて利用できます。公共機関 自宅間は通院等介助、公共機関 別の行先 自宅間は移動支援で利用してください。ただし、公共機関 別の行先 自宅間でかかる時間が、公共機関 自宅間とほぼ同じで、通院等介助で請求しても請求時間に影響がない場合は、通院等介助で請求してください。

Q 行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援対象者は利用できるか。

A 利用できません。原則、介護給付を優先します。

Q 同行援護と移動支援を、両方利用できるか。

A 利用できません。また、原則、同行援護が優先となりますので、同行援護の支給対象者は移動支援の利用ができず、いずれかを選ぶこともできません。同行援護の利用をお願いします。

4 . 移動支援の対象となる外出について

Q 利用できる移動支援のサービス内容はどのようなものか。

A ・外出中の移動の介護や、外出先での排泄、食事等の介助。
・外出中やその前後における、コミュニケーション支援
・外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの準備。

官公庁への手続きは、居宅介護の通院等介助に含まれるため、移動支援で利用はできません。公的行事への参加や、生活必需品の買い物、冠婚葬祭、理美容などで利用できます。

Q 移動支援の対象とならないサービスはどのようなものか。

A 通年かつ長期にわたる外出。いわゆる、通所施設や障がい者支援施設等の通所、保育所や幼稚園、学校等への送迎は原則利用できません。学童保育、デイサービスや短期入所、日中一時支援事業への送迎にも利用できません。

また、社会通念上適当でない外出や、違法行為や反社会的な行為などを伴う外出、ギャンブルなどには利用できません。

Q 居酒屋、スナックなど、飲酒の場への外出に利用できるか。

A 利用できます。ただし、ヘルパーの飲酒は認められません。また、ヘルパーの付き添いによって店での料金が発生した場合に、誰が支払いを行うのかについて、事前に、利用者と事業所間で取り決めをする必要があります。また、過度の支払が生じる場合は、利用者の支払とするのが妥当です。

Q プール施設及び、大衆浴場で利用できるか。

A 利用できます。ただし、請求については、支援の内容により異なります。プール施設までの移動、プールサイドでの待機（トイレへの付き添い、身体を拭くなど）、着替えの介助等、プールから自宅まで一連の行為として行う場合は請求の対象となります。遊泳介助はヘルパーの業務とはなりませんので、請求の対象とはなりません。ただし、プール内の安全確認のため、プール内にいる時間は請求の対象となります。大衆浴場も同様の取り扱いとなります。入場料は、利用者の負担となります。

Q 銭湯、レジャーランド、スパ等余暇活動としての入浴介助で利用できるか。

A 利用できます。ただし、居宅に浴室がない、狭いため入浴できない等の事情で、居宅で入浴ができない場合は、近隣の大衆浴場での入浴介護に対して、居宅介護での利用も可能となりますので、前もって市窓口にご相談してください。

Q 学校、通所施設への送迎に利用できるか。

A 通年かつ長期的な外出になるため、利用できません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気等になり、一時的に送迎できなくなった場合については、必要に応じて一時的に利用が可能となりますので、市窓口にご相談してください。

Q 施設（障がい者支援施設、地域活動支援センターを含む）や学校の行事中の付き添いで利用できるか。

A 施設、学校側の主催によるものなので、その施設や学校に属しているものに対しては、施設、学校側に監督責任があるため、利用できません。

Q 事業者が発案した多人数での集団旅行・遠足等のレクリエーション活動のとき、利用できるか。

A 移動支援事業者（事業者を運営する法人を含む）が主催する活動では、利用できません。

Q 家族が病院に送り、診療後ガイドヘルパーが迎えに行き、そのまま買い物などの付き添いで利用できるか。

A 利用できます。ただし、診療後、そのまま帰宅する場合は居宅介護を優先させるため、利用できません。

Q 通所施設の終了後、寄り道で、買い物などに利用できるか。

A 通所施設を起点としての利用はできません。学校、会社なども同様です。

5 . 移動支援の利用方法について

Q 1 回の利用の制限はあるのか。

A 原則として、1 日で終わる用件についてのみとします。

Q 深夜は利用できるか。

A 利用できます。ただし、利用内容について、詳しく市に通知をする必要があります。

Q 宿泊を伴う利用はできるか。

A あらかじめ旅行の計画を、市に相談していただいた上で、利用の判断をします。また、この場合の請求につきましては、宿泊先を自宅として見なすため、自宅から宿泊先まで、宿泊先から自宅までの請求が可能で、宿泊先の中での移動介護は請求の対象外となります。

Q 目的地や最寄り駅などで待ち合わせ、目的地のみで利用できるか。

A 利用できます。

Q 突発的に利用できるか。

A 事業所が受けられる場合は、利用できます。ただし、支給量を超える場合は自主契約となります。また常に突発的な利用が可能ではないため、何度もある場合は、利用計画を見直す必要があります。

Q ヘルパーが運転する車で目的地まで移動ができるか。

A 道路運送法に基づく福祉有償運送や介護タクシーでない場合は、移動できません。

ん。また、移動支援は、常時介護できる状態での付き添いであり、運転中は介護を行っていないため、移動中は全行程が算定対象外となります。

Q 自転車は利用できるか。

A 常時介護できる状態を確保するため、利用できません。

6 . 請求の範囲について

Q 訪問したが、外出をしなかった場合、請求の対象となるか。

A 訪問をし、外出するための準備、外出を促す支援を行い、サービス提供をした時間については請求できます。ただし、外出を促しても行かない、外出までに相当時間がかかるなどといったことが度重なる場合は、個別支援計画を見直すことなどが必要となります。

Q 待機時間は、請求の対象となるか。

A 理髪の間、整骨などの施術を受けている間などの待ち時間など、ヘルパーの介護が不要な場合は請求できません。ただし、映画の上映中や会議中などに、支援が必要である場合は、支援内容をサービス提供記録に記載していただいた上で、請求ができます。また、送迎のみの利用で、目的地で迎えまでの待ち時間は発生する場合は請求できません。

Q キャンセル料は請求してもよいか。

A キャンセルがあった場合、市への請求はできません。ただし、利用者との間で、キャンセル料の取り決めをしたうえで、契約をした場合、一定のキャンセル料を利用者に請求することは可能です。ただし、両者の間で、取り決めをしておくことが必要となります。

Q タクシーでの移動時間は請求の対象となるか。

A 原則、請求できません。ただし、目を離せないなどの支援が必要な場合については、請求できます。支援を行った場合は、支援の内容を記録しておく必要があります。

Q 利用者の家族が運転する自家用車で移動する場合、請求の対象となるか。

A 本来は、公共交通機関を利用するのが原則であり、家族が運転する自家用車の移動で事故が起きた際に、問題があるため、望ましくありません。ただし、目を離せないなどの支援が必要な場合に、やむを得ず家族が運転する場合は、事前に

利用者と事業所間で協議し、事故の対応などについて取り決めをしておく必要があります。

Q 利用者が運転する車に、ガイドヘルパーが同乗する場合は請求の対象となるか。

A 請求できません。常時介護できる状態であることを前提としており、運転者への介護とはなりません。また、一連の流れととらえるため、外出先での介助のみも算定はできません。

ただし、待ち合わせ先で付き添いを行い、目的地で終了する場合は請求できます。

Q 1日に複数回の訪問の場合、その間隔が2時間未満の場合居宅介護と同様に、1回の連続したサービスとして請求する必要があるか。

A 移動支援については、一律の報酬単価なので、一連にする必要はありません。ただし、複数回にわたって支援を行っても、初動加算は、一日に一回しか算定ができませんので、ご注意ください。

7. ヘルパーと利用者の負担範囲について

Q 付き添い中のガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。

A 利用者宅から外出に係る交通費については、利用者がヘルパー分も負担します。

Q 利用者宅への移動についてヘルパーの交通費を、利用者に請求できるか。

A 基本的には必要ありません。ただし、事業者が定める実施区域以外の場合、請求が可能なので、契約時に取り決めが必要となります。

Q 目的地のみでの利用や送迎の場合、待ち合わせ場所までの交通費や、利用者を送った後、ヘルパーが自宅に戻る場合の交通費について、利用者に請求できるか。

A 利用者の負担となります。金額などは、事前に利用者と協議し、取り決めておく必要があります。片道の送迎の場合、ガイドヘルパーが自宅に戻る場合も同様となります。ただし、片道の送迎で、自宅に戻るまでの時間は、移動支援の請求はできません。

Q 移動支援中の昼食費用について、利用者に請求できるか。

A 常識的の範囲内で、ヘルパーの分はヘルパーで負担します。ただし、必ず一緒に食事をする必要はありません。またディナーや高級料亭などで、ヘルパーと一緒に食事をとることを利用者が希望した場合は、利用者の負担となります。

Q 喫茶店などでのコーヒー代を、利用者に請求できるか。

A 付き添いであることを、店の人に伝え、ヘルパーは注文をしないという対応が望ましいが、利用者が同席、一緒に飲むことを希望した場合は、利用者の負担となります。

Q 映画、観劇、スポーツ観戦などの入場料などについて、利用者に請求できるか。

A 送迎のみが望ましいですが、場内での支援が必要である場合は、入場料などの負担は利用者負担となります。場内で支援をしない場合は、請求できません。